（航空局技術部運航課安全推進室長）国土交通事務官　山本　光一
国土交通大学校教授に転任させる
（大臣官房付）国土交通技官　松浦　弘
北陸地方整備局建政部長に転任させる
（中部地方整備局豊橋河川事務所長）同　山崎　真一
北海道開発局開発監理部付に転任させる
（河川局河川環境課流域治水室課長補佐）同　畠山　愼一
中部地方整備局豊橋河川事務所長に転任させる
（北海道局港政課長）同　栗田　悟
北海道開発局事業振興部長に転任させる
（北海道開発局港湾空港部港湾計画課長）同　川合　紀章
北海道局港政課長に昇任させる
（北海道開発局室蘭開発建設部長）同　佐藤　昌志
北海道開発局札幌開発建設部長に配置換する
（北海道開発局釧路開発建設部長）同　上西　隆広
北海道開発局室蘭開発建設部長に配置換する
（北海道開発局帯広開発建設部長）同　安田　修
北海道開発局釧路開発建設部長に配置換する
（北海道開発局網走開発建設部長）同　鎌田　貢次
北海道開発局帯広開発建設部長に配置換する
（北海道開発局留萌開発建設部長）同　小笠原　章
北海道開発局網走開発建設部長に配置換する
（北海道開発局開発監理部開発環境課長）同　井出　康郎
北海道開発局留萌開発建設部長に転任させる
（関東地方整備局江戸川河川事務所長）同　北村　匡
北海道開発局石狩川開発建設部長に転任させる
（日本下水道事業団技術開発研修本部研修センター所長）　高島英二郎
国土交通技官（関東地方整備局江戸川河川事務所長）に採用する
（独立行政法人土木研究所研究調整監）　小町谷信彦
国土交通技官（北海道開発局小樽開発建設部長）に採用する
関東運輸局海上安全環境部長に配置換する　渡邉　勝世
（独立行政法人海洋研究開発機構事業推進部調査役）　平田　浩司
国土交通技官（海事局付）に採用する
九州運輸局海上安全環境部長に転任させる
（独立行政法人日本貿易振興機構ジェトロ・ロンドン・センター所長）　澤山　健一
国土交通技官（九州運輸局次長）に採用する
（北海道運輸局企画観光部長）　岩月　理浩
大臣官房総務課企画官に転任させる
（独立行政法人水資源機構ダム事業部事業課長）　小林　稔
国土交通事務官（北海道運輸局企画観光部長）に採用する
（近畿地方整備局大和三河川事務所長）国土交通技官　藤井　政人
近畿地方整備局企画部企画調整官に転任させる
（河川局河川計画課企画専門官）　安原　達
近畿地方整備局大和三河川事務所長に転任させる
（北海道局予算課長）国土交通事務官　池田　潤
財務省に出向させる
（財務省東京税関総務部長）財務事務官　山崎　晃義
国土交通事務官（北海道局予算課長）に転任させる
（都市・地域整備局特別地域振興官）国土交通技官　山近　英彦
経済産業省に出向させる
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　安栖　宏隆
都市・地域整備局特別地域振興官に転任させる
（以上七月十四日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　間明　宏充
東京簡易裁判所判事に補する
同　和久　一彦
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事　渡部　美佳
名古屋地方裁判所判事補に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する（以上九月一日）

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成21年9月7日

道路の種類	路線名	区間
一般国道	185号	呉市阿賀中央四丁目3596番2から同市広横路一丁目1959番13までの上下線

国家試験

第33回救急救命士国家試験の施行

救急救命士法（平成3年法律第36号。以下「法」という。）第31条の規定により、第33回救急救命士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第37条第1項の規定により指定試験機関として指定された財団法人日本救急医療財団が行う。

平成21年9月7日

厚生労働大臣　舛添　要一

1　試験期日　平成22年3月21日（日曜日）
2　試験地　北海道、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県
3　試験科目
(1)　基礎医学（社会保障・社会福祉、患者搬送を含む。）
(2)　臨床救急医学総論
(3)　臨床救急医学各論(一)（臓器器官別臨床医学をいう。）
(4)　臨床救急医学各論(二)（病態別臨床医学をいう。）
(5)　臨床救急医学各論(三)（特殊病態別臨床医学をいう。）
4　受験資格
(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、2年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年3月31日（水曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）
(2)　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において1年（高等専門学校にあっては、4年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、1年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年3月31日（水曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）
(3)　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者（平成22年3月31日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学及び放射線医学のうち13科目である。

(4)　消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務（以下「救急業務」という。）に関する講習で規則第14条に規定するものの課程を修了し、及び5年（救急活動を行った時間が2,000時間に至った場合にお